

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集
－市町村デジタル同報系防災行政無線局と60MHz帯を使用する放送番組中継を行う固定局間の混信保護値等に関する審査基準の改正－
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方
(令和元年11月1日～令和元年12月2日意見募集)

◎提出件数：1件（法人 0件、個人 1件）

NO.	意見提出者	提出された意見	考え方	命令等への反映の有無
1	個人	「防災行政無線局」における「VHF 帯（60MHz 帯及び 160MHz 帯）」の構造では、古い「旧日本軍大本営（天皇の君主制）」を受け継いでいるラジオ局における「AM ラジオ」及び「FM ラジオ」を廃止する事が望ましい構造と、私し個人は思います。具体的には、「防災行政無線」の「周波数（Hz）」に対し、ラジオ局における「AM 帯及び FM 帯」の電波干渉が被る構造と、私は思います。要約すると、「防災行政無線局」の「周波数（Hz）」を主流に成る構造では、古い構造での既得権益で独占しているラジオ局における「AM ラジオ」及び「FM ラジオ」を廃止するべき構造と、私は考えます。	本案は、市町村デジタル同報系防災行政無線局と60MHz帯を使用する放送番組中継を行う固定局間の混信保護基準を明確化し、周波数をより稠密に利用できるよう電波法関係審査基準を改正するものです。	無